

審査基準整理票

処 分 名	庁舎内立入の許可		
根 拠 法 令 名	大津市庁舎管理規則（昭和42年規則第4号）		（条項）第3条第1項
基 準 法 令 名	大津市庁舎管理規則（昭和42年規則第4号）		（条項）第4条
所 管 部 署	総務部 管財課 管理係		
標 準 処 理 期 間	7日	法 定 処 理 期 間	なし
<p>【審査基準】 ・文書の名称 【大津市庁舎施設内立入許可基準】</p> <p>・掲載図書等 【 】</p> <p>・内 容 ■全部記載 □一部・項目のみ記載</p> <p>[庁舎施設内立入の許可基準]</p> <p>1 庁舎施設内への立入許可は、大津市庁舎管理規則第4条各号に掲げる不許可事由に該当しないことを基準とする。</p> <p>なお、同規則第4条第3号に規定する「その他市長が不相当と認める時」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>（1）下記の遵守事項を守らないおそれがある場合。</p> <p>ア 許可を受けた目的以外に行為をし、又は許可を受けた権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。</p> <p>イ 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。</p> <p>（2）集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合。</p> <p>（3）その他管理運営上支障があると施設長が認める場合。</p>			

参考

【根拠法令】

大津市庁舎管理規則

第3条 庁舎内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、第1号から第3号までの場合にあつては庁舎使用許可申請書(様式第1号)を、第4号の場合にあつては庁舎内立入許可申請書(様式第2号)を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

- (1) 集会、会合等の開催
- (2) 仮設工作物その他の施設の設置
- (3) 看板、懸垂幕、はり紙、はり札、図画、広告物等これらに類するものの掲示又は配布
- (4) 保険の勧誘、物品の販売、寄付金品の募集その他これらに類する商行為

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において庁舎の使用等を必要と認めたときは、庁舎使用許可書(様式第3号)又は庁舎内立入許可証(様式第4号)により、許可するものとする。

3 市長は、前項の許可に際しては、必要な条件を付することができる。

【基準法令】

大津市庁舎管理規則

第4条 市長は、次の各号に該当する場合には、庁舎の使用等の許可をしない。

- (1) 公の秩序または善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 庁舎の美観を害するおそれがあるとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。